		日	号外	ページ
三六六	政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件	五	二	二
三六七	エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	五	二	二
三六八	新マカラ国際橋建設計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件	五	二	二
三六九	円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	五	二	二
三七〇	円借款の供与に関する日本国政府とモーリシャス共和国政府との間の書簡の交換に関する件	六	五	二
三七一	返納を命じた旅券を無効とする件	六	五	二
三七二	日本国と欧州共同体又は欧州共同体委員会との間で締結され、効力を有していた国際約束の日本国と欧州連合との間における適用関係を確認する日本国政府と欧州連合との間の口上書の交換に関する件	一二	二	二
三七三	気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一二	二	二
三七四	円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件	一二	四	二
三七五	千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書への大韓民国の加入に関する件	一三	二	三
三七六	千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書へのブラジル連邦共和国の加入に関する件	一三	二	三
三七七	コートジボワール共和国における「紛争後復興及び平和構築のための青年職業訓練計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合工業開発機関との間の書簡の交換に関する件	一三	三	三
三七八	科学技術における協力に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の有効期間の延長に関する書簡の交換に関する件	一三	三	三
三七九	気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一七	三	三
三八〇	政府調達に関する協定の附属書Ⅰの修正に関する件	一七	三	三
三八二	関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約等のギリシャ共和国による廃棄に関する件	一七	三	三
三八三	紛失の届出により失効した旅券の告示	一八	三	一
三八四	無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件	二三	三	三
三八五		173		
三八七	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	二三	五	五
三八八	返納を命じた旅券を無効とする件	二三	五	五
三八九	イシククリ州、チュイ州道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	三
三九〇	クアンガイ省小規模貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	三
三九一	気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	三
二五五	○財　務　省 外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件	三	八	特21
二五六	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	三	八	特21
二五七	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	三	八	特21
二六〇	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	四	一一	163
二六一	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	四	一一	163
二六二	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	四	一二	163
二六四	―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	四	一二	163
二六五	―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	五	六	164
二七二	―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	五	六	164
二七五	アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定された件	五	一二	164
二七六	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件	一三	三	三
二七七	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	二三	五	三
二七八	―国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件、及び公職選挙法第九十三条の規定により国庫に帰属した国債の買入消却に関する件	二六	六	三
二八〇		二七		